

承第1号

檀原市税条例の一部を改正する条例に関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、檀原市税条例の一部を改正する条例につき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求める。

令和4年5月24日提出

檀原市長 亀田 忠彦

専 決 処 分 書

檀原市税条例の一部を改正する条例について

ただし、別紙のとおり

上記のことについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和4年3月31日

檀原市長 亀田 忠彦

理由 地方税法の一部改正により、土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置
について、商業地等の課税標準額の上昇幅を2.5%とする等必要な措置を講じるこ
とにつき、令和4年度の課税事務上、急を要するため

橿原市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

橿原市長 亀田 忠彦

橿原市条例第12号

橿原市税条例の一部を改正する条例

橿原市税条例（昭和31年橿原市条例第32号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(法人の市民税の申告納付) 第48条 (略) 2～8 (略) 9 法第321条の8第60項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、 <u>同条第60項</u> 及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。 10～14 (略) 15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、 <u>法第321条の8第69項</u> の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規	(法人の市民税の申告納付) 第48条 (略) 2～8 (略) 9 法第321条の8第62項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、 <u>同条第62項</u> 及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。 10～14 (略) 15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、 <u>法第321条の8第71項</u> の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規

改正前	改正後
<p>定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>16 (略)</p> <p>(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)</p> <p>第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳の閲覧の手数料は、1回につき300円とする。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第7条の2 (略)</p> <p>2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。</p> <p>3 法附則第15条第2項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>4 法附則第15条第2項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>5 法附則第15条第30項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>7 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>8 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</p>	<p>定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>16 (略)</p> <p>(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)</p> <p>第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳<u>(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)</u>の閲覧の手数料は、1回につき300円とする。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第7条の2 (略)</p> <p>2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>5分の4</u>とする。</p> <p>3 法附則第15条第2項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>4 法附則第15条第2項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>5 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>7 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>8 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>9・10 (略)</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第7条の3 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 法附則第15条の9第9項の<u>熱損失防止改修住宅</u>又は同条第10項の<u>熱損失防止改修専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p> <p>10 (略)</p> <p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修住宅</u>又は同条第5項に規定する<u>特定熱損失防止改修住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した年月日</p>	<p>9・10 (略)</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第7条の3 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 法附則第15条の9第9項の<u>熱損失防止改修等住宅</u>又は同条第10項の<u>熱損失防止改修等専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p> <p>10 (略)</p> <p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修等住宅</u>又は同条第5項に規定する<u>特定熱損失防止改修等住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日</p>

改正前	改正後
<p>(5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p>	<p>(5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p>
<p>12・13 (略)</p>	<p>12・13 (略)</p>
<p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第9条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p>	<p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第9条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（<u>商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5</u>）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p>
<p>2～5 (略)</p>	<p>2～5 (略)</p>
<p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>第14条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当</p>	<p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>第14条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当</p>

改正前	改正後
<p>該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p>	<p>該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、<u>100分の2.5</u>）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p>
<p>2～5 （略）</p>	<p>2～5 （略）</p>
<p>（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例）</p>	<p>（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例）</p>
<p>第15条の2 前条の規定にかかわらず附則第10条の2の規定の適用がある市街化区域農地に係る各年度分の都市計画税の額は、同条第1項中「<u>固定資産税の課税標準となるべき額の3分の1の額</u>」とあるのは、「<u>固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の2の額</u>」として、同条の規定の例により算定した税額とする。</p>	<p>第15条の2 前条の規定にかかわらず附則第10条の2の規定の適用がある市街化区域農地に係る各年度分の都市計画税の額は、同条第1項中「<u>固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額</u>」とあるのは、「<u>固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の2の額</u>」として、同条の規定の例により算定した税額とする。</p>
<p>（都市計画税の特例に関する用語の意義）</p>	<p>（都市計画税の特例に関する用語の意義）</p>
<p>第17条の2 附則第14条第1項及び第3項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第14条第1項及び第4項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第14条第2</u></p>	<p>第17条の2 附則第14条第1項及び第3項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第14条第1項及び第4項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第14条第1</u></p>

改正前	改正後
<p>項、第4項及び第5項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第14条第4項及び第5項並びに附則第15条の「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第15条の「農地」とは法附則第17条第1号に、<u>附則第15条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第15条の2並びに第16条第1項及び第2項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第16条第1項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</u></p> <p>第17条の3 法附則第15条第1項、第10項、<u>第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項、</u>第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第121条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>	<p>項、第2項、第4項及び第5項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第14条第4項及び第5項並びに附則第15条の「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第15条の「農地」とは法附則第17条第1号に、<u>同条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第15条の2並びに第16条第1項及び第2項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第16条第1項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</u></p> <p>第17条の3 法附則第15条第1項、第10項、<u>第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項、</u>第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第121条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の橿原市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。